

# 平成28年熊本地震における人的支援について ～熊本県からの提案～

熊本県



## 熊本地震を踏まえた4つの課題

### 【課題①】発災直後の県による市町村支援には限界

- 発災直後は、県自身も被災する中で応急対応業務が激増し、被災市町村への支援に限界。
  - ・熊本県から被災市町村へ短期派遣人数 延べ 16千人  
※1(最大派遣人数 505人/日 5月1日)
  - ・県外自治体から被災市町村への短期派遣人数 延べ 10万人  
※2(最大派遣人数 1,440人/日 5月11日)  
※1熊本県調べ ※2総務省調べ
- 阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の被災地からの派遣職員は特に活躍。
  - 例:・住家被害認定調査に係る研修において講師を担当  
・ガレキ処理に際し、当初から分別しておく必要性をアドバイス
- 被災市町村では、過去に被災地に派遣された職員等が被災者支援を先導。
  - 例:東日本大震災被災地に派遣された職員の先導により、罹災証明書の受付、仮設住宅の入居希望調査を早期に開始
- 本県では、災害対応に精通する自衛隊OB職員が、人命救助活動等で関係機関との活動調整役として活躍。

- 全国からの応援職員、特に災害対応経験を持つ職員(マネジメント・現場業務)の派遣は被災地にとって有益。
- 災害時に被災地へ職員を派遣することは、派遣自治体の防災力の強化に直結。
- 市町村においても災害対応のスペシャリストを採用しておくことも有効。

災害派遣によるノウハウの蓄積や経験の共有により  
国全体として即応体制・対応力を強化

## 熊本地震を踏まえた4つの課題

### 【課題②】発災直後の状況の把握は困難

- ・ 発災直後の混乱の中、県も被災市町村も支援が必要な業務や人員数を把握することが困難。
- ・ 九州地方知事会(事務局:大分県)等による、派遣調整及びカウンターパート方式による被災市町村の支援が効果的に機能。

#### <4/18～順次派遣>

被災市町村	カウンターパート団体
宇土市	長崎県、沖縄県
宇城市	鹿児島県
阿蘇市	長崎県、宮崎県
大津町	(関西広域連合)
西原村	佐賀県
南阿蘇村	大分県、(全国知事会)
御船町	山口県
嘉島町	(全国知事会)
益城町	福岡県、(関西広域連合)

#### <4/19～順次派遣>

被災市町村	カウンターパート団体
菊池市	長崎県
菊陽町	福岡県、(関西広域連合)
甲佐町	鹿児島県
山都町	宮崎県

【出典】九州知事会事務局のデータを加工

- ・ ただし、本県と応援県の間で役割分担や情報共有が十分でない場面もあった。

例:初動期において、誰が主体となって業務別人員数の把握を行うのかについて共通認識を持つまで時間を要した。

- ・ 被災自治体の要請を待たず、自己完結型の支援チームを派遣する仕組みが必要ではないか。
- ・ 特に初動期については緊急消防援助隊のように応援担当地域を予め定めておくことが必要ではないか。
- ・ 一般職員の支援チームが、フェーズに応じて発生する業務を想定できるよう、災害対応業務の標準化が重要。
- ・ カウンターパート方式について、被災県と応援県の役割分担についてのルールや情報共有の仕組みづくりが必要ではないか。

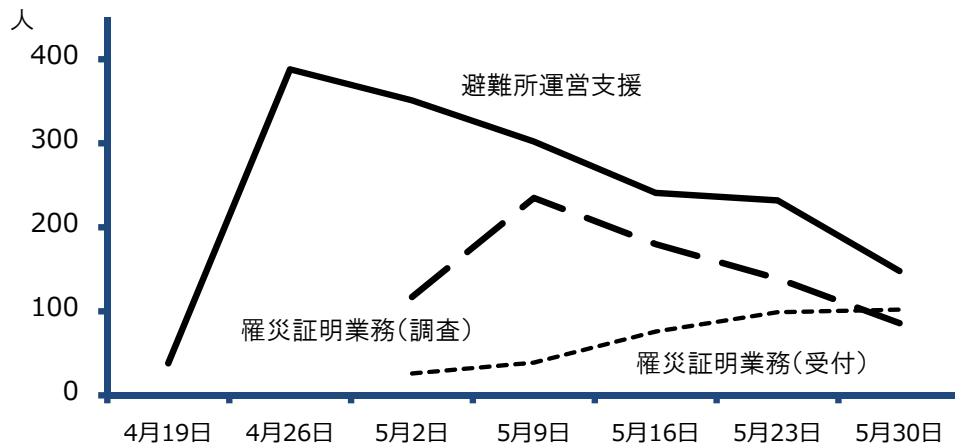
プッシュ型の職員派遣により発災直後の  
混乱及び遠慮する行政文化を克服

## 熊本地震を踏まえた4つの課題

### 【課題③】罹災証明関連業務の経費は災害救助法の対象外

- ・ 応援職員は、避難所運営業務、罹災証明書発行業務等に従事。

<職員の短期派遣の状況>



【出典】九州知事会事務局のデータを加工

- ・ 避難所運営や応急仮設住宅の整備に係る経費については災害救助法の対象である一方、罹災証明書関係業務に係る経費については同法の対象外。
- ・ 罹災証明書の発行が遅れると被災者の生活再建が全て遅延。

- ・ 自治体が躊躇なく職員派遣できるよう、罹災証明書の発行に係る業務については、災害救助法に規定し、その経費も同法により支弁すべきではないか。

#### <被災者支援の流れ>



H25災対法の改正により法的に位置づけているが、救助法に規定がない。

躊躇なく応援職員を派遣できるようにすることで被災者の痛みを最小化

## 熊本地震を踏まえた4つの課題

### 【課題④】市町村の災害対応業務の増加への対応

- 東日本大震災以降、防災関連業務が増加しているが多くの自治体で、事前の備えや対策が不十分。

○県内45市町村の取組状況(市町村数/時点)

- ①災害種別毎の避難所等の指定(35/H28.4)  
※県への報告数
- ②避難行動要支援者名簿・個別計画の作成(13/H27.4)  
※個別計画策定数
- ③BCPの作成(17/H27.12)
- ④避難勧告等発令基準の作成・見直し(15/H28.9)
- ⑤避難所運営マニュアルの作成(22/H28.1)
- ⑥被災者台帳システム導入(0/H28.4)  
※事前に導入していたシステムを熊本地震で活用した市町村
- ⑦受援計画策定(0/H28.4)

#### 【参考】

- 市町村の防災担当者数は、3.15人/団体  
【出典】内閣府：防災業務に従事する人員の状況を基に試算。
- 特に町村では、防災担当者は1人のところが多い。

- 大規模災害時には、全庁体制で取り組む必要があるが、県内市町村職員数は10年間で約13%減。

○20,990人(H17)⇒18,327人(H27)

- 全国の自治体が災害に備えられるよう全国規模の協力体制に加えて、ガイドライン・指針等の簡素化等が必要ではないか。

○災害に係る住家被害認定基準運用指針  
○避難所運営ガイドライン 等

- 応援職員を含め誰でもすぐに災害対応業務が行えるよう、物資支援時に有効だったタブレットのようにICTの活用や業務の標準化が必要ではないか。

○被災状況や避難者数などを収集・共有化できるシステム  
○住宅被害認定調査システム 等

自治体職員誰もがすぐに対応できる  
災害対応の仕組み

## 今後想定される課題

### 人的支援における政令市との関係について

- 熊本地震においては、益城町をはじめとする上益城地域及び阿蘇地域の被害が特に甚大であったことから、  
熊本市以外の市町村：知事会を通じた人的支援  
熊本市：指定都市市長会等を通じた人的支援  
を実施し、災害対策本部会議及び国・県・熊本市の幹部で構成する“K9”で情報共有。

- これにより、熊本市及びそれ以外の市町村に対し、概ね被災実態に応じた支援の実現。

	熊本市	他市町村
人的支援受入れ人数	(※1)延べ5.3万人	(※2)延べ4.7万人
死者	56人	70人
罹災証明書発行数	10.6万件	6.9万件
避難所数(発災1月後)	88カ所	155カ所
避難者数(発災1月後)	3,248人	7,358人

(※1)熊本市から聴き取り (※2)九州知事会HPより

- しかし、熊本市に被害が集中した場合(又はその逆)など、被災の態様によっては、熊本市を含めた被災市町村全体として人材を最適配分することが必要となる場合も想定される。

- 国・県・政令市の幹部による迅速な意思決定、省庁横断的支援の検討が有効。
- 政令市とそれ以外の市町村について別々のスキームで対応することを基本とするのではなく、災害の規模・態様に応じて都道府県、政令市、他市町村等がひとつとなって調整する仕組みが必要ではないか。